

III 資料編

1 用語解説

用語	解説
あ行(ア行)	
空き家バンク	空き家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組み。
AI(エーアイ)	Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳されている。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
LGBT(エルジービーティー)	Lesbian(レズビアン)(女性の同性愛者)、Gay(ゲイ)(男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル)(両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー)(性別越境者)の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。
エンパワーメント	「力を与える」、「権限を与える」という意味で、ビジネスにおいては「権限委譲」を意味する言葉として用いられる。
か行(カ行)	
キャッシュレス決済	電子決済とも言い、商品またはサービスの代金の決済を、硬貨や紙幣などの通貨(現金)で支払うのではなく、通貨と同じ価値を持つデータの送受によって行う仕組み。
グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
さ行(サ行)	
ジェンダー	社会的・文化的な役割としての「男女の性」を意味する語である。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割としての男女のあり方、「男らしさ」とか「女はこうあるべき」といった通念を意味する。
制度の狭間	どの制度の対象にもならず、サービスの恩恵を受けられない状態を指す言葉。

用語	解説
た行(タ行)	
ダブルケア	子育てと介護を同時に担うこと。
タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。
な行(ナ行)	
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
は行(ハ行)	
ハザードマップ	「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされている。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド(回避)マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。
ビッグデータ	インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。
5G(ファイブジー)	第5世代移動通信システム。第4世代携帯電話(4G)あるいは4GLTEの上位に位置づけられる次世代の移動体通信の通信方式の通称。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。多くは自治体を中心となって組織化している。ロケーションされた映画やドラマを通じて、地域の知名度や地域愛着度を向上させ、観光客の増加に繋げようとするもの。
ブロックチェーン	金融取引などの記録をコンピュータのネットワーク上で管理する技術の一つで、インターネット上の複数のコンピュータで取引の記録を互いに共有し、検証し合いながら正しい記録を鎖(チェーン)のようにつないで蓄積する仕組み。「分散型台帳」ともいわれる。記録を共有し、検証し合うので、記録改ざんや不正取引が防げる。
ら行(ラ行)	
レジリエント	弾力。復元力。また、病気などからの回復力。強靱(きょうじん)さ。

2 神崎町総合開発審議会設置条例

平成9年1月27日
条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、神崎町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次の事務を調査審議する。

- (1) 町の総合計画の策定に関すること。
- (2) 町の総合的な開発計画に関すること。
- (3) その他地域開発に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 1人
- (2) 各種団体を代表する者 6人
- (3) 学識経験者 3人

3 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(神崎町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 神崎町総合計画審議会条例(昭和59年神崎町条例第12号)

(2) 神崎町開発審議会条例(昭和63年神崎町条例第16号)

(神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年神崎町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成14年条例第30号)

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3 神崎町総合開発審議会委員名簿

役職	氏名	備考
	石橋伸一	議会議員
	大原弘宣	農業委員会
	椿勇	教育委員会
副会長	椿智郎	区長会
	高橋達也	商工会青年部
	坂本直	下総土地改良区
	宮崎照子	女性の会
会長	七五三敏信	学識経験者
	長竿伸一	〃
	石井洋一	〃

4 諮問・答申

(1) 諮問

神 ま ち 企 第 5 5 号
令 和 2 年 1 1 月 2 6 日

神崎町総合開発審議会
会 長 七 五 三 敏 信 様

神崎町長 椿 等

神崎町第5次総合計画について（諮問）

神崎町第5次総合計画（基本構想、前期基本計画）について、神崎町総合開発審議会設置条例第2条第1項第1号の規定により諮問します。

(2) 答申

令 和 3 年 2 月 9 日

神崎町長 椿 等 様

神崎町総合開発審議会
会 長 七 五 三 敏 信

神崎町第5次総合計画について（答申）

令和2年11月26日付け、神まち企第55号で諮問されました神崎町第5次総合計画について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

この計画については、「生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき」というまちづくりコンセプトのもと、これからの神崎町の行政運営の指針となるものとして、原案を妥当と認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、少子高齢化、担い手不足や未曾有の大規模災害など社会情勢の変化に的確に対応し、町民の理解と協力により、まちづくりの目標達成に向けて着実な推進に努められますよう要望します。

5 策定経過

期 日		
令和元年	8月20日～9月3日	新しいまちづくりのための町民アンケート調査
	10月30日～10月31日	第4次総合計画達成調査各課ヒアリング実施
令和2年	4月24日	策定委員会(各課長等)、検討委員会(各課係員)設置
	6月9日	町長トップインタビュー
	7月2日～7月3日	第5次総合計画基本計画シート作成各課ヒアリング
	8月20日	総合開発審議会開催(計画策定の主旨)
	9月1日	策定委員会
	9月15日	検討部会
	10月1日	策定委員会
	10月20日	検討部会
	11月2日	策定委員会
	11月26日	総合開発審議会開催(第5次計画案について諮問)
	12月1日～12月18日	計画書案の閲覧及び、住民意見(パブリックコメント)募集
	12月3日	町議会全員協議会にて説明
令和3年	1月20日	住民意見に対する町の考え方方針決定
	2月9日	総合開発審議会開催(第5次計画案について答申)
	2月15日	住民意見募集結果と町の考え方を公表(町HP、役場窓口)
	2月26日	町議会全員協議会にて説明
	3月3日	町議会本会議にて議決・承認